

## 富山市病院事業広告付きデジタルサイネージの取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、来院者のサービス向上及び富山市病院事業局（以下「病院事業局」という。）の財源確保を目的として、行政財産を活用した広告付きデジタルサイネージ（以下「サイネージ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所等)

第2条 富山市病院事業管理者（以下「管理者」という。）とサイネージ設置事業に関し契約を締結した事業者（以下「設置事業者」という。）は、管理者が指定する場所にサイネージを設置することができるものとする。

2 管理者は、必要な範囲内において、設置事業者の許可を得ることなく、一時的に設置場所を変更することができるものとする。

3 第1項の規定によりサイネージを設置しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、管理者が設置事業者に対し、建物等の施設の一部を貸し付ける方法により行う。

### (広告掲載の制限)

第3条 サイネージに掲載する広告は、病院事業局の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって来院者に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの

(3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 虚偽又は誇大な表現で広告として不適切なもの

(7) 病院事業局が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

(8) その他掲載する広告として適当でないと管理者が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、サイネージに掲載できる広告に関する基準は、

別に定める。

(広告掲載者)

第4条 広告掲載者は、富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条各号の規定による暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者でないものであり、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 事業を営む個人、法人又は団体
- (2) その他管理者が適当と認めるもの

(広告料)

第5条 設置事業者は、サイネージが有する広告価値に対する対価として、広告料を管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

2 広告料は、当該年度分の年額（広告掲載期間が1年に満たない場合は、当該年度分の年額を月割計算し算定した金額）を前払いにより納付しなければならない。

3 既納の広告料は、還付しない。ただし、病院事業局の責めに帰すべき理由で広告を掲載することができなかつたときは、別途協議し決定するものとする。

(広告掲載者の募集)

第6条 広告掲載者の募集については設置事業者が一括して実施し、病院事業局はあつせん等を行わないものとする。

(広告掲載の承認申請)

第7条 設置事業者は、広告の掲載を希望する者を選定したときは、広告掲載承認申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、設置事業者から前項の規定による書類の提出を受けたときは、本要綱及び別に定める広告に関する基準並びに関係法令（以下「広告取扱要綱等」という。）の規定に沿って審査し、その結果を広告掲載承認可否通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 管理者は、広告内容が広告取扱要綱等に違反し、又は違反するおそれがあると判断したときは、設置事業者に対して広告内容の変更を求めることができるものとする。

2 管理者は、前項の変更が完了するまで、全ての広告の掲載を中止することができるものとする。

3 前2項の措置にかかる費用は、設置事業者が負担するものとし、管理者の求めに応じて設置事業者は遅滞なく対応しなければならない。

(サイネージの撤去)

第9条 管理者は、設置事業者が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、サイネージの撤去を求めるものとする。

- (1) 第2条第3項の貸付期間が終了したとき。
- (2) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を設置事業者が行わないとき。
- (4) 設置事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったと認められるとき。
- (5) 設置事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (6) 設置事業者について破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められるとき。

2 前項の撤去にかかる費用は、設置事業者の負担とする。

(設置事業者の責務)

第10条 設置事業者は、広告内容、広告手段及び掲載された広告に関する責任を負うものとする。

2 設置事業者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを管理者に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害賠償請求がなされた場合は、設置事業者の責任及び負担において解決し、病院事業局は責任を一切負わないものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

広告掲載承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市病院事業管理者

所在地

名称

代表者氏名

担当者

電話番号

下記のとおりサイネージに広告を掲載したいので、広告案を添えて申請します。

記

- 1 広告掲載者
- 2 広告掲載案
- 3 添付書類 広告掲載案の電子データ

様式第2号（第7条関係）

広告掲載承認可否通知書

年 月 日

様

富山市病院事業管理者

年 月 日付けで申請のあったサイネージへの広告掲載について、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認の可否
- 2 不承認の理由